

電子契約のバックデートとは

「締結日」の関係性とその重要性

2022.03.16 発行

1. はじめに
2. 契約締結日の概念
3. 契約書におけるバックデート
4. バックデートで電子契約書を作成していいのか
5. 契約締結日に関する注意点

電子契約を結ぶ際に気になるのが「バックデート」の問題です。電子契約サービスでは、契約書にタイムスタンプが刻印されるため、実際に契約を締結した「締結日」と日付がずれるケースがあります。

電子契約のバックデートは問題なのでしょうか。
この資料では、電子契約のバックデートの考え方や、締結日との関係を整理します。

2. 契約締結日の概念

契約実務で多く見られるのが、3番目の「最後に署名・押印した日を締結日とする」考え方です。しかし、最後に署名・押印する当事者が日付を自由に変えられるため、一定のリスクがあります。

そこで、「合意形成のあった時点の日付を締結日とする」「全当事者からの報告を受けた時点の日付を締結日とする」という考え方も見られます。前者は合意が形成された会議日やメールの送信日を締結日に採日とする考え方です。とくに大企業では煩雑な業務を避けるため、後者の考え方が採用され

- point 01 契約書に記載した契約
- point 02 最初に署名・押印した日
- point 03 最後に署名・押印した日
- point 04 合意形成のあった時点
- point 05 全当事者からの報告を

3. 契約書におけるバックデート

締結日とバックデートの関係を整理するため、具体例を挙げます。

たとえば、A社とB社で秘密保持契約を結び、B社が郵送された契約書を受け取り、2021年10月10日に押印しました。しかし、実際には10月1日にA社がB社へ秘密情報を開示していたため、締結日を10月1日と記載しました。

このように実際の日付よりも過去の日付を締結日と記載することを「バックデート」と呼びます。

日付	出来事
2021年10月1日	口頭での契約締結 契約書作成開始 秘密情報の開示
2021年10月2日～9日	A社内のワークフロー A社→B社へ契約書を郵送
2021年10月10日	B社にて契約書に押印 10月1日の日付を締結日とする

jinjer CO., LTD. All Rights Reserved.

契約締結日の概念

2. 契約締結日の概念

契約締結日とは、契約相手との合意に基づき、実際に契約を締結した日付を表す用語です。とくに定めのない場合、締結日は契約の効力が発生する日付である「契約開始日」と一致します。

しかし契約実務において、締結日とは別に「効力発生日」を定めることができるため、必ずしも締結日と契約開始日（効力発生日）が一致するとは限りません。

また、契約書に記載する締結日は、実際に署名や押印をおこなった「契約書の日付」と一致するとは限りません。契約書を取り交わす方法として、調印式やサイン式、電子署名による刻印のほか、相手方に契約書を郵送し、押印してもらうといったものがあります。

調印式やサイン式の場合、お互いが一度に署名や押印をおこなえるため、締結日と契約書の日付は一致します。しかし、郵送で契約書を送る場合や、インターネットで契約書をやりとりする電子契約の場合、お互いの署名や押印のタイミングが異なるため、締結日と契約書の日付が一致しないケースがあります。

そこで、契約相手と話し合い、「**締結日と契約書の日付を一致させるのか**」「**どの時点の日付を締結日として採用するのか**」を決める必要があります。



2. 契約締結日の概念

契約実務で多く見られるのが、3番目の「最後に署名・押印した日を締結日とする」考え方です。しかし、最後に署名・押印する当事者が日付を自由に変えられるため、一定のリスクがあります。

そこで、「合意形成のあった時点の日付を締結日とする」「全当事者からの報告を受けた時点の日付を締結日とする」という考え方も見られます。前者は合意が形成された会議日やメールの送信日を締結日に採用し、後者は各担当者の社内稟議手続きが完了した時点をもって締結日とする考え方です。とくに大企業では煩雑な業務を避けるため、後者の考え方が採用されます。

point
01

契約書に記載した契約開始日を締結日とする

point
02

最初に署名・押印した日付を締結日とする

point
03

最後に署名・押印した日付を締結日とする

point
04

合意形成のあった時点の日付を締結日とする

point
05

全当事者からの報告を受けた時点の日付を締結日とする

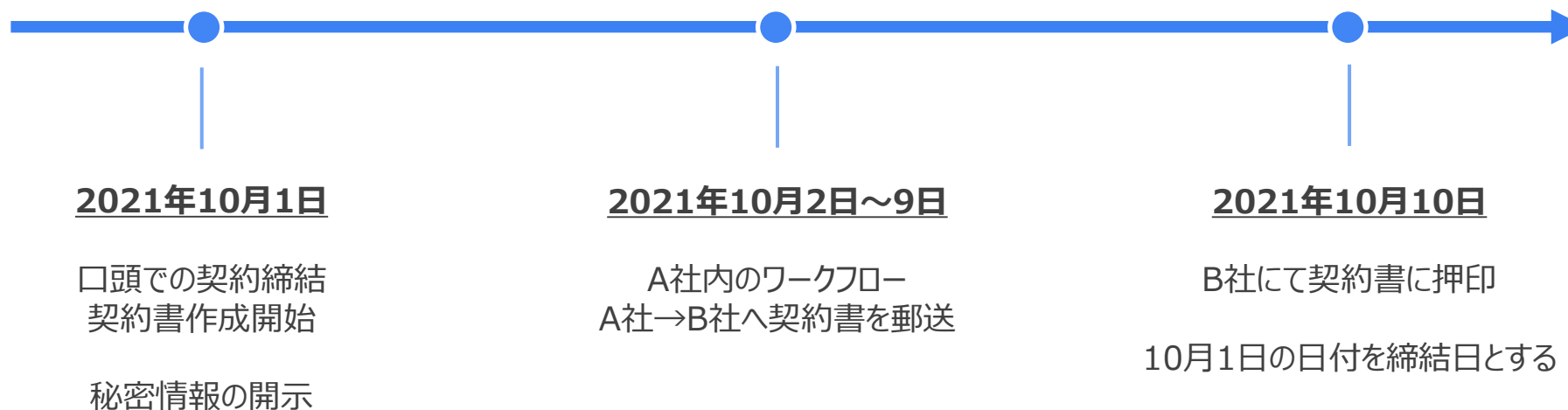
契約書におけるバックデート

3. 契約書におけるバックデート

締結日とバックデートの関係を整理するため、具体例を挙げます。

たとえば、A社とB社で秘密保持契約を結び、B社が郵送された契約書を受け取り、2021年10月10日に押印しました。しかし、実際には10月1日にA社がB社へ秘密情報を開示していたため、締結日を10月1日と記載しました。

このように実際の日付よりも過去の日付を締結日と記載することを「バックデート」と呼びます。



バックデートで電子契約書を作成していいのか

4. バックデートで電子契約書を作成していいのか

ビジネスシーンにおいて、実際に署名や押印をおこなった日付と、契約書に記載する締結日は正確に一致しないケースがほとんどです。

たとえば、郵送で相手方に契約書を送る場合、配達期間や社内手続きにより、実際の締結日とは多少のタイムラグが生じます。そのため、こうしたやむを得ないバックデートが企業間取引で問題視されることはありません。

どうしてもバックデートが気になる場合、契約書の末尾に「効力発生日」を記載しましょう。効力発生日は、「本契約は、契約締結日にかかわらず、〇〇年〇〇日に遡及して適用される」という文例の通り、締結日よりも過去の日付を設定できます。これを契約実務で「遡及効」と呼びます。

虚偽の締結日を設定するとコンプライアンス違反に問われるリスクがありますが、効力発生日は双方の合意がある限り、過去の日付を設定しても問題ありません。



契約締結日に関する注意点

5. 契約締結日に関する注意点

不正なバックデートに当たる可能性があるのは、以下の5つのケースです。

とくに5番目のケースでは、刑法上の私文書偽造罪に問われる可能性があるため、企業間取引では避けるべきバックデートです。

- ① 事実を意図的に捏造し、虚偽の締結日を記載した
- ② 合意から契約書作成までに長期間かかり、決算期をまたいでしまった
- ③ 新代表が就任していない期間に、その名義で締結日を記載した
- ④ 誤って暦のうえで存在しない日付を締結日にしてしまった
- ⑤ 相手方との合意がないにもかかわらず、あったかのように締結日を記載した

5. 契約締結日に関する注意点

不正なバックデートに問われないために大切なのは、締結日と契約書を作成した日付のタイムラグをなるべく小さくすることです。その場合、契約相手にもやむを得ないバックデートと判断され、問題視されることはありません。

電子契約の場合、電子契約サービスを利用すればすみやかにタイムスタンプが記録されるため、締結日とのタイムラグを最小化できます。契約書の改ざんも防止できるため、信頼性を高めるうえでも電子契約サービスは効果的です。



ジンジャーサインについて



jinjer サイン

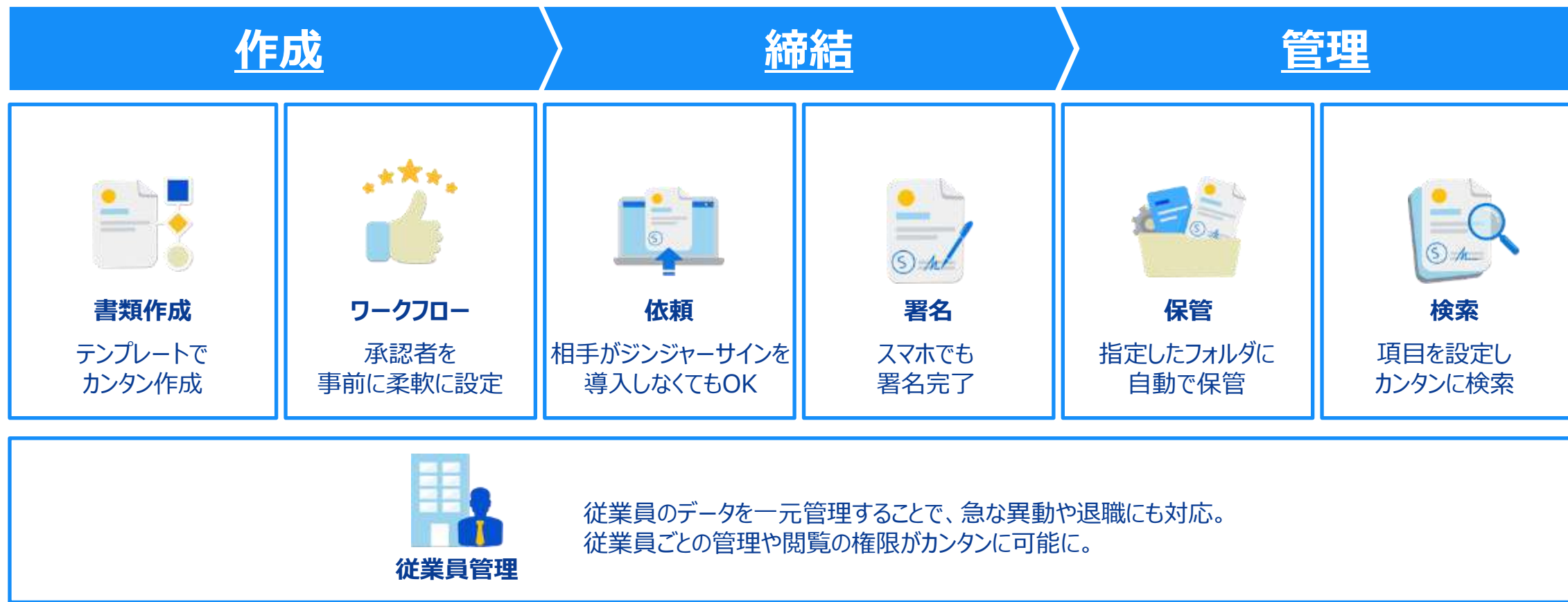
ジンジャー

「これまで」を、もっとスムーズな「これから」へ
＜電子契約プラットフォームサービス＞

ジンジャーサインは、捺印稟議、契約締結、送付、進捗確認、フォルダ保管、書類検索などの契約にかかる一連の業務を『**これまでのフローを変えることなく**』、スムーズに実現できる、**電子契約プラットフォームサービス**です。



契約業務を一気通貫で管理できる 細かなカスタムが可能なので、これまでのフローを変える必要がない



— 免責事項 —

- ・ jinjer株式会社（以下「当社」といいます）は、本資料に記載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。本資料に記載されている全ての情報は、本資料の作成時点の情報として記載されており、当社は、完全性、正確性、時間の経過又は情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。
- ・ 明示されているか否かにかかわらず、本資料は、特定の目的への適合性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に関する著作権は、当社に帰属します。著作権法上、転載、翻案、翻訳、要約等は、当社の許諾が必要です。当社の許諾がない転載、翻案、翻訳、要約及び法令に従わない引用 等には、法的手続きを行うこともあります。